

川内プール使用料

※薩摩川内市プール条例（平成１６年条例第１０９号）より抜粋

別表第２（第１４条関係）

１ 川内プール

区分		使用料
個人使用	小・中・高校生（義務教育学校に就学している者を含む。以下同じ。）	１人当たり１回につき ９０円
	上記以外の者	１人当たり１回につき ２４０円
専用使用	午前８時３０分から午後１時まで	２，５２０円
	午後１時から午後５時まで	２，２４０円
	午前８時３０分から午後５時まで	４，７６０円

備考

- （１） 幼児及び付添い又は随行のためプールに入水しない保護者、指導者等は、無料とする。
- （２） 専用使用で、使用者が入場料その他これに類するものを徴収する場合の使用料の額は、入場料その他これに類するものの最高額に１００を乗じて得た額を上表の使用料に加算して得た額とする。
- （３） 専用使用において許可時間を延長した場合の使用料は、その延長した１時間につき５６０円とする。この場合において、使用時間の１時間未満は、１時間とみなす。